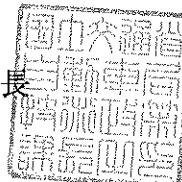


国自技第7号の3
平成27年4月10日

社団法人 日本建設業団体連合会会長 殿

国土交通省自動車局

技術政策課長



道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴う脱着式スタンション型の
セミトレーラの留意事項について

標記について、別添のとおり、地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局
運輸部長あてに通知したので、貴傘下団体あてに周知されたい。

国自技第7号
平成27年4月10日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局

技術政策課長

道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴う脱着式スタンション型の
セミトレーラの留意事項について

現在、脱着式スタンションを備えるセミトレーラ（以下「脱着式スタンション型セミトレーラ」という。）については、「脱着式スタンション型のセミトレーラの取扱いについて（依命通達）」（平成16年4月8日国自技第11号。以下「脱着式スタンション型取扱通達」という。）により取扱っているところであるが、今般、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下「細目告示」という。）の一部を改正する告示（平成27年3月31日国土交通省告示第459号。）の施行に伴い、改正後の細目告示の適用を受けるものについての取扱いを上記取扱いによる他、下記にとりまとめたので、平成27年5月1日以降はこれに留意されたい。

なお、関係団体に対しては別添のとおり通知したので、管内運輸支局等へ周知されたい。

記

1. 改正後の細目告示第6条第3項第1号ト、同第84条第3項第1号ト、同第162条第3項第1号ト及び同第7条の2第1号ト、同第85条の2第1号ト、同第163条の2第1号ト（以下「細目告示第6条第3項第1号ト等」という。）に定める脱着式のスタンションは、当該車両に必要な構造装置の一部であることに留意されたい。
2. 現にスタンションを装着して物品を輸送する緩和認定とスタンションを外して物

品（単体物品）を輸送する緩和認定の2種類以上の輸送形態を併せ持つもの（以下「併用トレーラ」という。）の基準緩和の処分については、単体物品を輸送する場合に引き続き基準緩和の処分によるものとする。

3. 現に脱着式スタンション型セミトレーラ（併用トレーラ）として基準緩和の認定を受けているものについて、「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴う基準緩和車両の取扱いの留意事項について」（平成27年4月10日国自技第6号）により自動車検査証の記載事項のうち基準緩和に係る記載を処理するものとする。
4. 脱着式スタンションを備えるセミトレーラの検査の際には、これまでどおり「脱着式スタンション型取扱通達」に基づき、必要本数のスタンションを装着した状態で検査を行うものとする。

以 上